

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業		事務事業名 消費生活モニター関係経費	
区分	番号	名称	
章	2	自然とともに暮らすまち	
節	3	安全に安心して暮らせるまちづくり	
施策	4	安全な消費生活の確保	
小分類	1	消費者対策の充実	
主要な施策	1	消費者意識の啓発及び学習機会の充実	
事務事業番号	003	事務事業コード 23411003	事業開始年度 昭和 5 7 年度 事業終了年度 平成 - 年度
会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名 消費生活モニター関係経費	
部 名	市民生活部	グループ名	市民サービス G
統合前または名称変更前の事業名			

事務事業の目的と成果	
目的	(事務事業の実施目的を具体的に記載してください) 生活関連商品等の需給、価格の動向、その他の消費生活に関する情報収集及び消費者の意見、要望等を収集する。
手段 (事業の内容・活動)	(目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください) 市が消費生活モニターを公募し、1年間委嘱する。委嘱業務としては、月に1回価格の変動、商品の陳列状況や食品表示の監視を行い消費生活を見守るアンテナ役として情報の提供等を市に行う。市は、調査結果をホームページで公開している。 <ul style="list-style-type: none"> 調査対象店舗数 24店舗 調査品目 生鮮食料品、日用雑貨等の35品目 モニター 8名
成果	(事務事業の実施成果を具体的に記載してください) 物価動向を調査することにより、市民の消費生活利益の擁護・増進と消費者としての権利を確保し、市民生活の安定と向上に資する。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください) 登別市消費生活条例

指標の推移							
区分	単位	区分	22年度実績	23年度目標	24年度目標	25年度目標	26年度目標
成果指標	調査回数	目標値	12	12	-	-	-
		実績値	12				
	調査品目	目標値	35	35	-	-	-
		実績値	35				

事業費の推移

区 分			単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称	千円						0
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	199	208	0	0	0	0
合 計				199	208	0	0	0	0
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	166	170			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		166	170			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 登別市消費生活条例に基づいて実施される価格等及び需要の動向の調査・情報収集であり、代替機関は存在しないことから妥当である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 価格の変動、商品の陳列状況や食品表示の監視を行い、意見を添えて市に報告されており、市民が消費生活社会についても目を光らせ成果があがっている。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 消費者が適切な商品選択が行える環境を確保するとともに、各種調査を通じて消費者の意見を施策へ反映させ、市民の消費生活における自立及び消費生活の安心、安全、安定によりさらに成果を向上させる。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 条例に定める事項が遵守され、消費者が適切な商品選定が行われる環境ができれば廃止できるが、現状では、適切な需給バランス、価格形成、商品選択の機会が経済・社会情勢のさまざまな要因により影響を受けやすく何らかの大きな変化要因が生じた時のためにも平常時からのデータ収集は必要である。

担当グループによる評価

休 止	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	消費者への身近で適切な情報提供は、消費生活の安定には非常に重要であり、また、市内各店舗の調査を実施することにより不当表示等を未然に防ぐ効果もあると考えられるが、北海道においても同じ店舗・品目を調査しており、モニターについても北海道消費生活モニターを兼務しているため、北海道のモニター制度と重複していることから、平成24年度は休止とし、同年度に消費生活モニターの方向性について協議していく。
-----	----------------------	--

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

休 止	備考
-----	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力で推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）